

# 岐阜県公報

号外 (12) 平成二十九年四月一日

告 示

目 次

岐阜県県民ふれあい会館の使用料の徴収事務の委託

(文化創造課)

一  
ページ

岐阜県告示第百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、岐阜県県民ふれあい会館の使用料の徴収事務を岐阜県県民ふれあい会館指定管理者ふれあいファシリティズに委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

平成二十九年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社